

23 国際第 672 号

関税割当公表第 67 号の 2

平成23年度下期の雑豆の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いているかないか又は割ってあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの（以下「雑豆」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成23年10月3日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品及び割当数量

(1) 一般枠

ア 小 豆	13,200トン
イ えんどう及びそら豆	7,900トン
ウ いんげん豆及びその他の豆 (小豆、えんどう及びそら豆を除く。)	14,300トン
合 計	35,400トン

(2) 沖縄枠

雑 豆	1,600トン
-----	---------

2 通関期限 平成24年3月31日

第 2 第 2 次公表

雑豆に係る関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量と第1の1の(1)及び(2)の割当数量との差33,000トン（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成23年11月30日までに返却された関税割当証明書に未使用部分が生じている場合には、それを加

えた数量)の割当てについては別途公表(第2次公表)する。

第3 その他

その他関連事項に関しては、平成23年度下期の雑豆の関税割当てについて(平成23年9月12日付け23国際第559号関税割当公表第67号)による。